

## 牧場宿泊施設使用者の心得

この心得は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場宿泊施設利用規則第5条第4号の規定に基づき定めるものであり、使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 東京大学大学院農学生命科学研究科附属牧場宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）への入館は、原則午後2時から午後5時までの間とし、退館は午前10時までとする。ただし、入館がやむを得ず上記時間外になる場合は、牧場事務室に連絡しその許可を得ること。
2. 宿泊施設内では規律ある行動をとり、他の使用者に迷惑が及ぶことのないようにし、かつ適正な施設の管理に心がけること。
3. 宿泊施設内は禁煙とし、喫煙は定められた場所で行うこと。
4. 飲酒は他の利用者の迷惑にならないよう節度をもって行うこととし、学生等の場合は指導教員の指示に従うこと。
5. 盗難防止に努め、貴重品の管理は各自責任もって行うこと。
6. 居室内の清掃は各自が行い、常に整理、整頓し、清潔を保つよう心がけること。また、使用した物品等は必ず使用前の状態に復すること。
7. シーツ、枕カバー等は玄関入口に備えてあるので、各自定められた数量を持参し各自においてセットすること。退館するときは、シーツ、枕カバー等を1階のランドリーボックスに投函すること。
8. 発生したゴミは、各自において分別のうえ宿泊施設内の所定の場所に廃棄すること。
9. シャワーは、深夜の利用は控えること。
10. 施設、設備及び物品を破損または亡失したときは、牧場事務室へ報告すること。
11. 節電、節水に努め、不要な光熱水の使用は厳に慎むこと。
12. 居室を出るときは、消灯のうえエアコンは必ず消すこと。
13. 火気の取り扱いについては細心の注意を払い、火災の予防に努めること。
14. シャンプー、ボディソープ、フェイスタオル、バスタオル及び洗面用具等は、各自で準備すること。  
(固形石鹸は常備している)
15. 部外者の侵入防止のため、消灯時は戸締りは確実にを行うこと。
16. 門限は午後10時（学生等の場合は指導教員の指示に従うこと）とする。ただし、現に宿舎に滞在している者が、研究、実験等のため午後10時以降となるような場合はこの限りとしない。
17. 外泊(学生等は不可)する時は、その都度午後5時までに牧場事務室に申し出ること。
18. 洗濯は、所定の洗濯場を利用すること。  
(洗剤等は常備している)
19. 宿泊施設内の冷蔵庫に個々の物を保管する場合は、所有者を明らかにし利用すること。退館の時は冷蔵庫内の個々の物は必ず廃棄または持ち帰ること。
20. 厨房にある調度品や電化製品は使用禁止のものがあるので、必ず牧場事務室の確認を取ること。
21. その他牧場事務室の指示に従うこと